

松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、大阪市と松原市は協議し、松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約を定める。

1 委託開始日

令和6年3月予定

2 松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約別紙のとおり

令和3年3月29日

大阪市

代表者 大阪市長

松 井 一 郎

松原市

代表者 松原市長

澤 井 宏 文

松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 松原市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に関する事務（以下「委託事務」という。）を大阪市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、松原市の負担とする。

2 大阪市長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に要した委託費の額及びその明細を記載した書類を松原市長に送付するものとする。

3 松原市は、前項の書類の送付を受けた後、法第235条の5に規定する日までに、前項の委託費を大阪市に交付するものとする。

(予算への計上)

第3条 大阪市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 大阪市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を松原市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 大阪市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、松原市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、大阪市長又は

松原市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、大阪市長及び松原市長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪市長及び松原市長が協議して定める日から施行する。